

湯河原町税条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考						
<p>(入湯税の特別徴収の手続)</p> <p>第37条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。</p> <p>2 前項の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末実までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他町長が必要と認める事項を記載した納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を納入書により納入しなければならない。</p>	<p>(入湯税の特別徴収の手続)</p> <p>第37条 入湯税の特別徴収義務者は、鉱泉浴場の経営者とする。</p> <p>2 前項の特別徴収義務者は、毎月末日までに、前月1日から同月末実までに徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他町長が必要と認める事項を記載した納入申告書を町長に提出し、及びその納入金を納入書により納入しなければならない。</p> <p>3 <u>第1項の特別徴収義務者が、規則で定める要件に該当するものとして規則で定めるところにより町長の承認を受けた場合には、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる期間において徴収すべき入湯税に係る同項の納入申告書を、同表の右欄に掲げる日までに、町長に提出するとともに、当該申告に係る納入金を納入しなければならない。ただし、鉱泉浴場の経営を1月以上休止しようとする場合又は廃止しようとする場合には、その休止しようとする日又は廃止しようとする日までに徴収すべき入湯税について、その日から1月以内に、これを申告し、かつ、納入しなければならない。</u></p> <table border="1" data-bbox="778 1711 1278 2024"> <tbody> <tr> <td><u>12月1日から 2月末日まで</u></td> <td><u>3月末日</u></td> </tr> <tr> <td><u>3月1日から 5月末日まで</u></td> <td><u>6月末日</u></td> </tr> <tr> <td><u>6月1日から 8月末日まで</u></td> <td><u>9月末日</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>12月1日から 2月末日まで</u>	<u>3月末日</u>	<u>3月1日から 5月末日まで</u>	<u>6月末日</u>	<u>6月1日から 8月末日まで</u>	<u>9月末日</u>	
<u>12月1日から 2月末日まで</u>	<u>3月末日</u>							
<u>3月1日から 5月末日まで</u>	<u>6月末日</u>							
<u>6月1日から 8月末日まで</u>	<u>9月末日</u>							

現 行	改 正 後	備 考				
	<table border="1" data-bbox="778 302 1278 398"> <tr> <td data-bbox="786 309 1023 347">9月1日から</td> <td data-bbox="1023 309 1273 347">12月末日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="786 347 1023 385">11月末日まで</td> <td data-bbox="1023 347 1273 385"></td> </tr> </table> <p data-bbox="740 407 1286 629">4 <u>町長は、前項の承認を受けた特別徴収義務者が同項に規定する要件に該当しなくなったと認めるときは、同項の規定による承認を取り消すことができる。</u></p> <p data-bbox="842 638 948 676">附 則</p> <p data-bbox="794 683 959 721">(施行期日)</p> <p data-bbox="740 728 1278 810">第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p data-bbox="794 817 959 855">(経過措置)</p> <p data-bbox="740 862 1286 1227">第2条 この条例による改正後の湯河原町税条例の規定は、この条例の施行の日以後に特別徴収義務者が納入すべき入湯税について適用し、同日前に納入した入湯税又は納入すべきであった入湯税については、なお従前の例による。</p>	9月1日から	12月末日	11月末日まで		
9月1日から	12月末日					
11月末日まで						